

北海道における私立専門学校生への経済的支援等事業について

1. 北海道の私立専門学校

(H29. 5. 1現在)

| 管内 | 学校数 | 全道割合 | 生徒数 | 全道割合 | 一校当たりの平均生徒数 |
|-------|-----|-------|--------|-------|-------------|
| 石狩 | 86 | 61.4% | 18,736 | 79.4% | 218 |
| 空知 | 3 | 2.2% | 238 | 1.0% | 79 |
| 後志 | 3 | 2.2% | 186 | 0.8% | 62 |
| 胆振 | 9 | 6.4% | 977 | 4.1% | 109 |
| 日高 | 1 | 0.7% | 72 | 0.3% | 72 |
| 渡島 | 9 | 6.4% | 893 | 3.8% | 99 |
| 檜山 | - | - | - | - | - |
| 上川 | 10 | 7.1% | 1,468 | 6.2% | 147 |
| 留萌 | - | - | - | - | - |
| 宗谷 | - | - | - | - | - |
| オホーツク | 8 | 5.7% | 368 | 1.6% | 46 |
| 十勝 | 4 | 2.9% | 232 | 1.0% | 58 |
| 釧路 | 7 | 5.0% | 427 | 1.8% | 61 |
| 根室 | - | - | - | - | - |
| 計 | 140 | 100% | 23,597 | 100% | 169 |



60%の学校、80%の生徒が札幌市のある石狩管内の学校に在籍

2. 経済的支援等事業の概要

| 区分 | 内 容 | 対象・要件 |
|-----------------------------|---|--|
| 経済的支援 授業料軽減補助 | <p>○学校の授業料減免額の1/2以内で、授業料総額の1/4を超えない額を生徒に支給【国庫事業】</p> <p>○授業料減免額の1/2以内で、国からの支援金額を上限とした額を道が学校へ補助【道単事業】</p> <p>【イメージ図】（授業料80万円の場合）</p> <p>学校が減免した額の1/2以内を道単事業で補助（この場合は10万円以内）</p> | <p>【専門学校】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①経済的理由により修学困難な生徒を対象とした授業料減免を実施 ②経済的支援の概要や財務会計に関する情報を公開 ③学校評価（自己評価）を実施し公開 <p>【生徒】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①生活保護世帯の生徒 ②市町村民税所得割非課税世帯の生徒 ③所得税非課税世帯の生徒 ④家計急変世帯の生徒 |
| 修学支援 | <p>○経済的支援を受ける生徒に対し個別相談を実施（学校に相談員を派遣し、卒業までの教育資金計画や、卒業後の奨学金返済計画などの相談を実施）</p> | |
| データ収集 | <p>○文部科学省の実証研究事業として、学校等に対してアンケートを実施</p> | |

3. 道単事業の導入目的

○道では、北海道総合教育大綱において、生活困窮世帯等の子どもたちへの教育支援を行うこととしている。

○こうした中、経済的な理由のある生徒への授業料減免が各学校において進んでいない状況に鑑み、国の実証事業の実施に合わせて導入。

○学校の負担軽減を図ることにより、経済的理由による授業料減免を実施する学校の増加や、既に学校自ら実施している授業料減免額の増額、あるいは減免対象者の拡大など、学校自ら経済的支援を実施できる環境を整備し、地域における優秀な職業人材の確保を期待。

4. 事業の実績

(1) 経済的支援及び授業料軽減補助

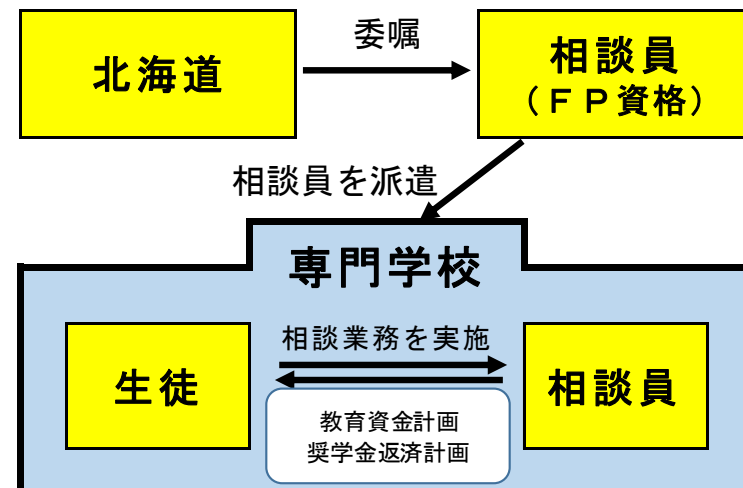
| 区分 | H26 (制度導入前) | H27 | H28 | H29 (7月末現在) | 備考(H29の情報) |
|---------|----------------|-------|--------|----------------|--|
| 専門学校 | 4 | 9 | 15 | 15 | ○協力校の平均授業料 814,457円 ○協力校の平均減免額 207,429円 (支援金含 311,143円) ○減免後の生徒負担額 503,314円 ○協力校の平均生徒数 318人 (全道平均 169人) ○協力校の管内 <u>石狩13校、渡島1校、上川1校</u> |
| 全道割合 | 2.8% | 6.5% | 10.7% | 10.7% | |
| 生徒 | 47(※) | 47 | 69 | 70 | |
| 全道割合 | 0.18% | 0.18% | 0.28% | 0.30% | |
| 決算額(千円) | - | 9,721 | 14,271 | - | |
| うち道単分 | - | 4,700 | 6,885 | - | |

※ 年収250万円以下の世帯の生徒に対し、学校独自の授業料支援をしている生徒数であり、経済的支援等事業の要件とは一致しない。

(2) 修学支援及びデータ収集

| 区 分 | 内 容 |
|------|---|
| 修学支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ファイナンシャル・プランナーの資格を有する相談員を道が委嘱し、生徒が在籍する学校に派遣。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：9月～11月 ・実施時間：生徒1人当たり1時間程度 ○相談員は、生徒から卒業までの教育資金計画や、卒業後の奨学金返済計画などについて相談を受け、アドバイスなどを行う。 ○実施に当たっては、生徒のプライバシーを考慮し、個室において実施。 |

【相談業務のイメージ図】



5. 現状・課題

- 協力校及び協力者は微増ながら年々増えており、学校自ら実施する授業料減免に一定の効果が認められるが、H29においては協力校の増はない。
- 一方、経済的支援を実施しているのは、生徒数の多い学校や札幌市内（石狩管内）の専門学校が多いなど偏在が見られる。
- 経済的支援が必要な生徒への支援は、地域や在籍学校に関係なく等しく支援されるべきものとの考えに立てば、現行のスキームについては実施可能な学校に限られることから、給付型の奨学金や高校の就学支援金など、生徒への支援に着目した制度の検討も必要。